

報告書(案)についての意見(鵜瀬恵子20201210)

1 社会の変化への感度を上げるべきことについて

柱1では、幹部が社会の目を意識し、常識から乖離しないようにするための取組が求められ、柱2では、時代の変化を踏まえた管理方法とすべきとの意見があり、柱3では、国際的批判への対応が課題とされています。いずれも、法務・検察の、特に幹部職員が、社会の変化、組織の外の声、多様な価値観に触れる機会を増やし、組織内の論理との相違を虚心に受け止めて、適切に対処することを求めている点は共通していると考えます。

その手段として、P5では、幹部研修等の取組の強化が例示されています。

私は、研修に限らず、国民の多くがどのような生活をしているのか、何を大事に思っているのか、何に困っているのか、それらにどのような変化があるのか、特に、非法曹の人々の感覚にもっと目を向ける必要があると考えます。法曹界の方々は、司法試験の受験勉強をされ、世の中をよくしようという気概をお持ちで、公益に尽くす意欲も能力もおありです。しかし、法曹界でない国民の方が圧倒的に多く、公益について異なる感覚を持っているかもしれないと想像してほしいと思います。

この刷新会議では、法曹資格を持つ委員の方々非常に長い時間発言されていました。失礼ながら、仲間内の、閉じた、少しの認識のずれも許さない、固定された切り口の話が繰り返されていると感じることが多かったです。

法務・検察の方々には業務上、決して少なくない数の非法曹の方々に出会っていらっしゃると思いますが、立場を背負っていると、組織の論理を優先した対応になり勝ちです。

もっと意識的に他の世界に触れ、公益についての多様な感覚を知り、社会の変化への感度を上げるべきです。

国民への広報活動として、説明会の開催、移動教室・出前教室、意見・相談窓口などを積極的に行っているようですので、そのような機会に法務・検察側の考え方の説明をするだけでなく、国民の側の考え方や行動原理をより多く拾い上げるようにすることも一つの手段でしょう。それぞれのご担当で実行可能な方法を探していただければよいのです。

P15の5の第一段落に「いろいろな価値観」との表現が盛り込まれていますので、特に結論の追加・修文を求めるものではありませんが、是非、具体的に実行していただきたいと思います。

2 後藤委員のご提案への意見

5の最終段落に関しては、私の意見は次のとおりです。

(1)5では、提言と理由を書けば十分ですので、「被疑者取調べへの弁護人の立会いについて、制度及び運用の両面から議論があり、…本会議としては方向性を出すことはできないが」の記述は削除してよいと考えます。私は、弁護人の立会いについては、本会議の検討対象とするかどうかについて意見が一致しなかったため、検討(議論)は行われなかった、と理解しています。検討に必要な(ヒアリングなどの)資料収集もされていません。P9にも「これを採り上げること自体について合意を見るには至らなかった」とあります。結論部分でP10~14にある経過を繰り返し紹介する必要は

ないと考えます。

(2) 刑事手続については、社会の価値観の変化やテクノロジーの進歩を踏まえて不断に見直すべきです。その際には、事案の真相究明と人権の保障の両方のニーズのバランスを考える必要があり、特定の項目だけを切り出して検討するのではなく、刑事司法制度全体として議論すべきであると考えます。例えば、特定の分野の事件に限定する、あるいは、希望者全員とする、など、どのように範囲を設定したとしても、弁護人の立会いよりも、録音録画の方がはるかにコストは低いでしょう。目的達成のためにどのような手段が実行可能かつ公平であるか、という観点からだけでも、「立会いを認めるべきか否か」を切り出して議論することは適切でないと思います。

(3) 他方、今後の刑事手続の在り方の検討に必要な情報はヒアリングに限られません。改正法の施行状況とその効果・問題点の分析や、被疑行為と捜査のそれぞれの新しいテクノロジーについての理解も必要です。私は性自認についての価値観の変化を例示しました。今後検討を行うに当たっては、十分な資料を収集して、多面的に検討を行うべきと考えます。

(4) したがって、提言としては、P 16 の「…内容面に関しては、」の後は、「被疑者取調べへの弁護人の立会いを導入すべきとの意見もあったので、法務当局においては、遅くとも3年後検討の場において、弁護人立会いの可否を含めた刑事司法制度全体の在り方について、必要十分な資料に基づき、社会の変化を踏まえた幅広い観点からの検討を行うこと。」との表現を提案します。

(5) 後藤委員のご提案のその他の部分は、全体の検討を待たずに、運用で導入することを想定されているようであり、この会議としてそのような合意はないと考えます。